

〔概要書〕

居留地時代（一八五九～一八九九年）における「開国日本」の実態と「外国人」

―在留清国人の地位、管理問題を中心に―

趙国

本論文は、近代日本における「開国」の歴史的な位置づけを、在留清国人の地位、管理政策の変化を中心に再検討するものである。

これまで日本の開国は、ペリー来航やウェスタン・インパクトが象徴するように、時期的には幕末維新が、外圧の主体としては欧米が想定されてきた。本論文では、「不平等条約」下に成立した居留地体制期（一八五九～一八九九年）を「長い開国」として捉え、在留外国人の半数以上を占めていた清国人に焦点を当て、その実態を究明する作業を行う。

在留清国人については、経済史を中心に「アジアへの開港」論が展開され、アジア間貿易の担い手である在留清国人の役割が強調されてきた。本論文では、条約関係や日本国内の制度的な整備過程という外交的・社会的な文脈から在留清国人を検討する。検討に当たって、以下の三つの課題に取り組むことにする。

第一に、「長い開国」の実態としての在留清国人を究明することである。開国を幕末維新时期に限らず、より持続的な現象として捉える際に、幕末維新时期に結ばれた諸条約下の外国人とりわけ清国人の地位を検討することが、開国の実態に符合するからである。当時の在留清国人に関する史料的な限界はあるが、在留清国人が関わった事件や、彼らの管理政策をめぐる外交問題の分析を通して、特定の開港場の地域史に止まらず、居留地全般における在留清国人の様相を確認する。

第二に、在留清国人からみる日清関係である。とくに従来の研究では十分な検討がなされてこなかった、日清修好条規下の在留清国人の地位問題に焦点を当てる。これを通じて、日清修好条規に規定されていた日清相互の「対等性」の意味や、日清間における条約改正交渉と在留清国人との関係を明らかにする。これは、日本の一般行政から司法権にわたる諸領域のなかで、清国人の地位は如何なるものであったのか、その実態究明に繋がる作業となる。

第三に、他者としての清国人の存在を明らかにすることである。在留清国人は二重の意味で「他者」として位置付けられる。日清修好条規下において清国人は、治外法権を享受する「外国人」であったが、日清間の条約関係に伴う地位変動があったため、必ずしも欧米の条

約国民と同等の地位に立つ存在ではなかった。さらに問題を複雑にしたのは、清国人内部で確認される多層性であるが、本論文では、このように複雑な様相を表す清国人の存在を多角的に検討する。

以上の課題を踏まえ、全七章からなる本論は、日清間の条約関係を中心とした時系列の構成を取る。すなわち第一章は、日清修好条規締結以前の時期を、第二章は、条約締結以後から清国の領事派遣前までの領事不在期を、第三章から第六章までは、清国の領事派遣により、日清修好条規が実効をもって運用された時期を、第七章は、日清戦争の勃発から居留地廃止による外国人の内地雑居実施までの時期を取り扱う。各章の概要は、以下の通りである。

第一章では、日清修好条規締結以前における在留清国人の問題を検討した。まず、これまでに史料的な制約により、断片的にしか知られなかった、この時期の清国人流入の具体的な様相を明らかにした。開港場発行の英字新聞に掲載された乗客記録を用い、欧米人の使用人として、または自力で渡航する清国人の存在を実証した。乗客記録のなかで、日本に向けた清国人の移動規模は、清国本国よりの流出人口からすると微々たる水準に止まり、ほとんどはアメリカ大陸への苦力人力が占めていた。しかし、居留地の形成段階であった当時の日本の開港場において、流入する清国人の数は、決して小さいとは言えない規模でもあった。

清国人の流入を、どのように管理するかという問題は、欧米条約国と日本当局の、いずれにおいても懸案であった。従来の研究では、管理主体をめぐる欧米領事団と日本側の交渉を中心にこの問題が論じられてきたが、本章では、開港場発行の英字新聞を通じて、在留清国人と居留地自治運営との関係や、日本側の清国人取締りをめぐる居留地の欧米人社会の対応に焦点を当てて分析した。その結果、清国人の商業活動や犯罪への不満が取り上げられることにとどまらず、居留地運営の資金確保や、居留地の警察行政権、雑居地と居留地との相違など、在留清国人が居留地の多様な問題と関わっていることを明らかにした。

第二章では、清国領事が派遣される前までの領事不在期における清国人管理問題を、「在留清国人民籍牌規則」（以下、「籍牌規則」と略す）の成立過程と、その運用実例から検討した。各開港場で実施されていた清国人管理は、「籍牌規則」によって全国的に統一された。籍牌発給史料はほとんど残されていないが、本章では、東京での運用事例に関する史料を利用し、その具体的な様相を確認した。そのなかで浮かび上がるのは、清国人の多層性である。「籍牌規則」における清国人の等級区別については、先行研究でも指摘されているが、ここでは、管理する／される清国人の間に生じた葛藤、管理する清国人と自治組織との関係についても検討を加えた。清国人取締りの補佐役として日本官庁に雇われた清国人と、自治組織の代表である清国人総代は、開港場によってその役割が分担されたり、混用されたりし、「籍

牌規則」の施行以後においても、各開港場では、状況に即した異なる運用が行われた。

また、籍牌発給事例では、汽船で働く多数の三菱雇用の清国人も確認できた。これを通じて、お雇い外国人研究では見逃されてきた清国人の存在を明らかにした。雇われた清国人の大半は、汽船での雑役を担当していたが、日本人を上回る給料を貰い、一定の専門性を担保していたことが窺える。一方、「籍牌規則」との関係からすると、彼らは、東京で実際に居住してはいなかったが、籍牌発給の対象となり、東京における籍牌発給数と、在留清国人数の間に大きなズレが生じたのである。

第三章から第六章までは、清国領事の管轄下における、在留清国人に対する日清修好条規の解釈、適用問題を多角的に検討した。欧米人が享受したとされる各種の権利を、在留清国人はどのように行使したのかを、一般行政から警察権、司法権の諸領域にわたって検討を行った。

第三章では、在留清国人の内地旅行をめぐる日本の対応を分析した。日本は、学術・病氣療養に限って許容された外国人の内地旅行を、条約規定のない「特権」として解釈し、清国人には許可しない方針を取った。清国での内地通商権利を獲得するため、条約上の曖昧な規定であった内地旅行を戦略的に利用したのである。しかし、交渉過程において、清国側は、日清間の対等性を基に在留清国人の権利を主張し、ひいては清国在留の日本人の権利制限まで言及するなど、この問題を逆利用したことが確認される。

対欧米条約に関する日清間の相違については、内地における「通商」権利の有無がよく指摘されているが、本章では、互いに禁止を明記した内地通商ではなく、些細な問題のように見える内地旅行を取り上げ、この問題が日清修好条規の対等性や、日清条約改正と連動していることを明らかにした。

第四章では、行政権問題の一つとして外国人課税問題を取り上げた。新潟港における清国人陳承文の酒造事件は、不平等条約の問題点を唱える当時の言説からも確認されているものの、これまで具体的な検討がなされてこなかった。この事件は、有税品に対する外国人製造・販売という側面で、治外法権を楯にした、欧米人が起こした他の事件と類似している。

一方、清国人の有税品製造は、管轄庁が黙認するほどの零細な規模で行われる場合が多かったが、この事件において陳承文は、広範な日本人酒造ネットワークの助力を得て酒造・販売を行い、地域の酒造家社会にも大きな影響を与えていた。陳承文の酒造に対する酒造家の反発や集団行動は、外国人の酒造行為自体への問題提起にとどまらず、第三の要求として「減税」を主張するなど、増税政策に対する不満の表出でもあった。これは、在留清国人問題が、当時の社会経済的な背景と密接に関係していることを示している。

第五章では、在留清国人に対する日本の警察権行使問題を検討した。現行の軽犯罪法にあたる違式註違條例の施行において、清国の領事派遣以後も、日本は清国人に対する処罰権を行使しようとし、日清間の外交問題を起こした。裸体の規制など、上からの「文明化」という性格を持つ違式註違條例は、日本人だけではなく、「未開」の清国人を適用対象としたが、清国側は、日本官憲による在留清国人の処罰を、条約違反にあたるものとして強く反発した。同條例の運用は、日清条約の対等性と、文明の優劣による区別が混在した、在留清国人管理の矛盾を示す事例であった。

また、条約規定の不備により、清国人に対する阿片取締りの問題点が浮上し、一八八三年の長崎阿片事件のように、日本人巡査の清人家宅への立入りは、条約規定のない警察権の濫用として批判された。ここで論点となった、外国人の権利に関する条約規定のないもの、あるものをめぐる攻防は、その後、日本側の論理として逆に活用されることもあった。大隈外交期には、条約勵行主義に基づいた清国人の取締りが行われ、神戸の雑居地における警察権の行使が強化されたのである。ただし、神戸での警察権強化が、居留地ではなく雑居地に限定されたことは、条約勵行の強調が、「不平等条約」下で与えられた外国人の権利を保障する結果にもなったことを示唆する。領事裁判問題が解決されないかぎり、日本の警察権行使は依然として制限される余地が残されたのである。

第六章では、清国の領事裁判事例を事件の性格、裁判形式によって分類し、体系的な分析を試みた。清国が行使する領事裁判権については、近年、関心が高まりつつあるが、幾つかの事例紹介に止まっている状況にある。本章では、明治二〇年代の長崎を舞台として、清国人被告―日本人原告の民事事件に焦点を当てて分析を加えた。

裁判終結に至るまでの長い所要時間は、領事裁判の問題点を表しているが、日清両国民の仲裁、紛争解決のため、柔軟かつ合理的な判決が、清国領事によって出されたことも確認される。訴訟中の清国人被告に、出国禁止を命じた事例や、急訴に応じて、普段は行わなかった日本官員との会審を通じて、迅速な事件解決を迎えた事例などが確認できる。ただし、司法体系の近代化を図る日本にとって、控訴や刑事附帯民事訴訟を認めない、「前近代」的な清国の領事裁判は、欧米が行使した領事裁判とは異なる側面から、廃止すべき制度であったのである。

第七章では、日清戦争における在留清国人の動向と、彼らに対する管理政策の変化を検討した上で、戦後の居留地廃止にあたって本格的に議論となった、清国人の内地雑居問題を検討した。戦争勃発直後に公布された勅令第一三七号と、清国人の内地雑居問題に対する一八九九年の勅令第三五二号については、その成立過程に関する先行研究があるものの、運用実

態に関する検討は不十分である。本章では、勅令第一三七号が、戦後においても、清国人の入国・登録制度として機能したこと、またその手続きは中華会館を経て行われたことを明らかにした。さらに、戦争中の在留清国人にも焦点をあて、居留地の状況を伝える新聞記事を分析した。清国人に対する蔑視、否定的な認識が広がるなかで、本国での出身地域によって清国に対する異なる認識を表す清国人や、戦争をむしろ貿易の機会とする清国人など、多様な清国人を確認することが出来た。

一方、勅令第三五二号については、これまで単純労働者の雑居禁止の側面が強調されてきたのに対し、本章では、その他の清国人には内地雑居が許可されたことに注目した。この問題に対する政策決定過程のみならず、賛否両論の世論、清国人の請願運動の検討を通して、在留清国人の多層性をも明らかにした。

以上、各章の検討を通じて得られた成果をまとめると、以下の通りである。

第一に、「アジアへの開港」を、経済史的な視角ではなく、在留清国人の地位、管理問題という、人への開放から再検討した点である。この場合、まず注目されるのは、管理主体の変遷過程における日本側の対応である。日清修好条規の締結以後も、清国の領事不在期において、在留清国人の管轄は日本側に帰属され、全国的な「籍牌規則」の制定に至った。これは、暫定的であるが条約国民である清国人に対し、行政・司法権を行使できる措置でもあった。清国の領事派遣によって、在留清国人は領事の管轄下に置かれることになったが、条約に明記された領事裁判権以外の、日常領域の一般行政において、日本は独自の在留清国人管理を試み、在留清国人の権利に関する条約規定のないものもあるものをめぐる日清間の外交攻防を招いた。「アジアへの開港」による在留清国人問題は、「不平等条約」下の在留外国人に対する「行政権回復」の対外交渉と交錯したのである。

日清間の条約改正が失敗に終わり、その後勃発した日清戦争は、日清修好条規の効力の喪失を意味し、在留清国人の管理は再び日本側に戻った。この時点で、在留清国人をめぐる問題は、清国との条約関係や外交交渉を要するものではなく、あくまで国内政策の問題として矮小化したのである。

一方、本論文では、在留清国人を中心とした「アジアへの開国」の実態究明にあたり、これまで検討対象としては注目されることが少なかった東京、新潟の事例を取り上げ、「籍牌規則」の適用や、課税問題という、当時の在留清国人をめぐる共通事項への分析を行った。これによって、在留清国人に関する史料状況の厳しさのなかで、各開港場の特殊性と同時に、居留地全般を俯瞰する方法を提示することが出来た。

第二に、日清関係における対等性の重層的な構造を明らかにした。これは、日本―清国―

欧米各国による三角の条約関係から起因しているが、その具体的な様相を確認することで、日清修好条規下の日清関係に新たな視座を提示することができる。

その手がかりとなるのが、近代国家間の関係成立の前提条件である、国際法受容における日本の態度である。欧米文明国の一員を目指した日本の近代化過程において、国際法は、自ら守らなければならない原則であった。国際法を積極的に取り入れ、条約改正や日清戦争において国際法を重視する立場をとったのである。在留清国人に対する日清間の攻防においても、このような日本の姿勢がうかがえる。日本人巡査の清国人家宅への立入りを公法違反として批判する清国に対し、日本は、『公法会通』の具体的な関係条目をも取上げながら反駁するなど、敏感に対応したのである。

一方、国際法を遵守する「文明国」への進入は、「脱亜入欧」、すなわちアジアへの比較優位を占めることでもあり、在留清国人に対して「文明国」の欧米人とは異なる待遇を与えようとする試みにつながった。そこで、日清間の対等性は矛盾に直面する。「対等性」に基づいた日清修好条規に従えば、清国人に対する「差別的」な措置は条約違背になりかねないからである。また、領事裁判の相互行使が規定されているため、清国人が被告である場合は、清国による前近代的な司法制度が日本で行われることになる。日本にとって日清修好条規の対等性は、文明国を目指す近代化政策と衝突する、改正を要するものであった。欧米に対する条約改正や、対清政策の側面とは別に、在留清国人をめぐる日本の内在的な論理からも、日清間における条約改正の必要性が台頭したのである。従来の研究で取り上げられてきた宗主権や華夷秩序の変容という側面だけではなく、在留清国人の地位を通して日清関係を読み解くことが可能である。

第三に、清国人の多層性の究明によって、明治期の清国観を相対化し、より多様な解釈と評価を出すことができる。在留清国人を通じた対外観は、日本の「内に向けた対外観」ともいえる。これは、間接的かつ抽象的な性格を免れない対外観と違って、より具体的かつ直接的な経験としての対外観である。とくに本論文では、日清戦争前後の居留地状況や、清国人の内地雑居をめぐる賛否論のなかで、このような「内に向けた対外観」を確認することが出来た。近代化が遅れた「陋習」のイメージと、大国のイメージが混在した明治期の「中国」観は、日清戦争をきっかけに蔑視が拡大されていくという通念に対し、近年の研究は、日清戦争以後も、「否定／肯定」的な中国観が一般民衆の間で依然として存在し続けていたことを指摘している。本論文で明らかにした、清国という単一なナショナルイデオロジイとして収斂されない在留清国人の多層性は、このような両面的な評価が存続しうる一つの要因として理解することができる。

以上のように、本論文では、在留清国人を中心に日本の開国の実態を究明する作業を行ったが、東アジアにおける居留地制度の文脈からすると、残された課題は少なくない。まず、日清修好条規下の「対等性」をより深く理解するためには、この時期の清国における在留日本人の実態に関する比較検討が必要である。また、居留地貿易・商権をめぐる日清間の競争の場となった朝鮮の開港も視野にいれ、朝鮮における在留日本人、清国人の地位がどのように変動したのかについても比較検討が必要である。東アジアにおける相互開港の実態を究明する作業は、今後の課題としたい。

以上